

改正案

厚生労働大臣が定める施設基準

一・二（略）

三 指定短期入所生活介護の施設基準

イ 単独型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

当該指定短期入所生活介護事業所における介護職員又は看護職員の数（当該指定短期入所生活介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所（指定居室サービス基準第百四十条の十六に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の数及び当該指定短期入所生活介護事業所のユニット部分（指定居室サービス基準第百四十条の十五に規定するユニット部分）をいう。以下ハにおいて同じ。）以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法（指定居室サービス基準第二条第八号に規定する常勤換算方法をいう。以下この号及び第六号において同じ。）で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

現行

厚生労働大臣が定める施設基準

一・二（略）

三 指定短期入所生活介護の施設基準

イ 単独型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1) 単独型短期入所生活介護費(I)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準
当該指定短期入所生活介護事業所における介護職員又は看護職員の数（当該指定短期入所生活介護事業所が一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所（指定居室サービス基準第百四十条の十六に規定する一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の数及び当該事業所のユニット部分（指定居室サービス基準第百四十条の十五に規定するユニット部分）をいう。以下イ及びハ並びに第四号において同じ。）以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法（指定居室サービス基準第二条第八号に規定する常勤換算方法をいう。以下この号及び次号において同じ。）で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2) 単独型短期入所生活介護費(II)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準
当該指定短期入所生活介護事業所における介護職員又は看護職員の数（当該指定短期入所生活介護事業所が一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所である場合にあつては、当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の数及び当該事業所のユニット部分以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が三・五又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 単独型短期入所生活介護費(III)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準
当該指定短期入所生活介護事業所における介護職員又は看護職員の数（当該指定短期入所生活介護事業所が一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所である場合にあつては、当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の数及び当該事業所のユニット部分以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が四・一又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ 併設型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1) 当該指定短期入所生活介護事業所が、指定居室サービス基準第百

ロ 併設型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1) 併設型短期入所生活介護費(I)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(一) 当該指定短期入所生活介護事業所が、指定居室サービス基準第

二十一 条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数(当該指定短期入所生活介護事業所が、一部ユニット型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号。以下「特別養護老人ホーム基準」という。))第四十三条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。))である場合にあっては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数及び当該特別養護老人ホームのユニット部分(特別養護老人ホーム基準第四十四条に規定するユニット部分をいう。以下(2)及びニにおいて同じ。))以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

(2) 当該指定短期入所生活介護事業所が、併設事業所(指定居宅サービス基準第二百一一条第四項に規定する併設事業所をいう。以下同じ。))である場合にあっては、併設本施設(指定居宅サービス基準第二百一一条第三項に規定する併設本施設をいう。以下同じ。))として必要とされる数の介護職員又は看護職員(併設本施設が一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあっては、当該併設本施設として必要とされる数の介護職員又は看護職員(当該特別養護老人ホームのユニット部分以外の部分として必要とされる数の介護職員又は看護職員を含む。))に加えて、常勤換算方法で、

百二十一 条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数(当該指定短期入所生活介護事業所が一部小規模生活単位型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号。以下「特別養護老人ホーム基準」という。))第四十三条に規定する一部小規模生活単位型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。))である場合にあっては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数及び当該特別養護老人ホームのユニット部分(特別養護老人ホーム基準第四十四条に規定するユニット部分をいう。以下(2)及びニにおいて同じ。))以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

(2) 当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所(指定居宅サービス基準第二百一一条第四項に規定する併設事業所をいう。以下同じ。))である場合にあっては、併設本施設(指定居宅サービス基準第二百一一条第三項に規定する併設本施設をいう。以下同じ。))として必要とされる数の介護職員又は看護職員(併設本施設が一部小規模生活単位型特別養護老人ホームである場合にあっては、当該併設本施設として必要とされる数の介護職員又は看護職員(当該特別養護老人ホームのユニット部分以外の部分として必要とされる数の介護職員又は看護職員を含む。))に加

利用者の数が三又はその端数を増すことに一人以上の介護職員又は看護職員を確保していること。

(2) 併設型短期入所生活介護費(II)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(一) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数(当該指定短期入所生活介護事業所が一部小規模生活単位型特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数及び当該特別養護老人ホームのユニット部分以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数)が、常勤換算方法で、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が三・五又はその端数を増すことに一以上であること。

(二) 当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所である場合にあっては、併設本施設として必要とされる数の介護職員又は看護職員(併設本施設が一部小規模生活単位型特別養護老人ホームである場合にあっては、当該併設本施設として必要とされる数の介護職員又は看護職員(当該特別養護老人ホームのユニット部分以外の部分として必要とされる数の介護職員又は看護職員を含む。))に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が三・五又はその端数を増すことに一人以上の介護職員又は看護職員を確保していること。

(3) 併設型短期入所生活介護費(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(一) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数(当該指定短期入所生活介護事業所が一部小規模生活単位型特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数及び当該特別養護老人ホームのユニット部分以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数)が、常勤換算方法で、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が四・一又はその端数を増すごとに一以上であること。

(二) 当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所である場合にあっては、併設本体施設として必要とされる数の介護職員又は看護職員(併設本体施設が一部小規模生活単位型特別養護老人ホームである場合にあっては、当該併設本体施設として必要とされる数の介護職員又は看護職員(当該特別養護老人ホームのユニット部分以外の部分として必要とされる数の介護職員又は看護職員を含む。))に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が四・一又はその端数を増すごとに一人以上の介護職員又は看護職員を確保していること。

ハ 単独型小規模生活単位型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

当該指定短期入所生活介護事業所における介護職員又は看護職員の数(当該指定短期入所生活介護事業所が一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所である場合にあっては、当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の数及び当該事業所のユニット部分に係る介護職員又は看護職員の数)が、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

ニ 併設型小規模生活単位型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十一條第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数(当該指定短期入所生活介護事業所が一部小規模生活単位型特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数及び当該特別養護老人ホームのユニット部分に係る介護職員又は看護職員の数)が、常勤換算方法で、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2) 当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所である場合にあっては、併設本体施設として必要とされる数の介護職員又は看護職員(併設本体施設が一部小規模生活単位型特別養護老人ホームである場合にあっては、当該併設本体施設として必要とされる数の介護職員又は

ハ 単独型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

当該指定短期入所生活介護事業所における介護職員又は看護職員の数(当該指定短期入所生活介護事業所が一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所である場合にあっては、当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の数及び当該指定短期入所生活介護事業所のユニット部分に係る介護職員又は看護職員の数)が、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

ニ 併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十一條第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数(当該指定短期入所生活介護事業所が一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数及び当該特別養護老人ホームのユニット部分に係る介護職員又は看護職員の数)が、常勤換算方法で、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2) 当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所である場合にあっては、併設本体施設として必要とされる数の介護職員又は看護職員(併設本体施設が一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあっては、当該併設本体施設として必要とされる数の介護職員又は

看護職員（当該特別養護老人ホームのユニット部分として必要とされる数の介護職員又は看護職員を含む。）に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一人以上の介護職員又は看護職員を確保していること。

四 指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 単独型短期入所生活介護費（Ⅰ）又は併設型短期入所生活介護費（Ⅰ）を算定すべき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準
ユニット（指定居宅サービス基準第百四十条の二に規定するユニット又は特別養護老人ホーム基準第三十二条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。）に属さない居室（指定居宅サービス基準第百二十四条第五項第一号又は特別養護老人ホーム基準第十一條第三項第一号に規定する居室をいう。以下ロ及び次号において同じ。）（定員が一人のものに限る。）の利用者に対して行われるものである
IIA。

ロ 単独型短期入所生活介護費（Ⅱ）又は併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）を算定すべき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準
ユニットに属さない居室（定員が二人以上のものに限る。）の利用者に対して行われるものであるIIA。

ハ 単独型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅰ）又は併設型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅰ）を算定すべき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準
ユニットに属する居室（指定居宅サービス基準第百四十条の四第五項第一号イ又は特別養護老人ホーム基準第三十五条第三項第一号イに

規定する居室をいう。以下ニにおいて同じ。）（ユニットに属さない居室を改修した居室であつて、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じているものを除く。）の利用者に対して行われるものに限る。イの利用者に對して行われるものに限る。

ニ 単独型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅱ）又は併設型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅱ）を算定すべき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準
ユニットに属する居室（ユニットに属さない居室を改修した居室であつて、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じているものに限る。）の利用者に対して行われるものであること。

五 平成十七年十月一日以後従来型個室を利用する者に対する指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

指定短期入所生活介護事業所の居室における利用者一人当たりの面積が十・六五平方メートル以下であること。

員又は看護職員（当該特別養護老人ホームのユニット部分として必要とされる数の介護職員又は看護職員を含む。）に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一人以上の介護職員又は看護職員を確保していること。

四 短期入所生活介護費に係る別に厚生労働大臣が定める基準

指定居宅サービス基準第百四十条の四に規定する小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所又は一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所のユニット部分において行われるものであること。

五 指定短期入所療養介護の施設基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

- (1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所であること。
- (二) 当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

- (三) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員

数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年二月厚生省告示第二十七号）第四号イ②に規定する基準に該当していないこと。

(2) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (1)及び(三)に該当するものであること。

(二) 当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計数が三・六又はその端数を増すことに一以上であること。

ロ 病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) 指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟（以下「療養病棟」という。）における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことに一以上であること。

(三) 療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すことに一以上であること。

(二)により算出した看護職員の最少必要数の二割以上は看護師であること。

(五) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第四号ロ(2)に規定する基準に該当していないこと。

(六) 療養病棟の病室が医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十一号イに規定する基準に該当すること。

(七) 当該指定短期入所療養介護事業所の機能訓練室が医療法施行規則第二十條第十一号に規定する基準に該当するものであること。

(八) 医療法施行規則第二十一条第三号に規定する基準に該当する食堂及び浴室を有していること。

(2) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (1)及び(四)から(八)までに該当するものであること。

(二) 療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すことに一以上であること。

(3) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (1)及び(四)から(八)までに該当するものであること。

(二) 療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養

病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことに一以上であること。

ハ 診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 診療所療養病床短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 療養病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) 指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病室(以下「療養病室」という。)における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことに一以上であること。

(三) 療養病室における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことに一以上であること。

(四) 療養病室が医療法施行規則第十六条第二号の二、第三号イ及び第十一号イに規定する基準に該当するものであること。

(五) 医療法施行規則第二十一条の四第二項において準用する第二十一条第二項第三号に規定する基準に該当する食堂及び浴室を有していること。

(2) 診療所療養型病床短期入所療養介護費(II)を算定すべき指定短期

入所療養介護の施設基準

(1) (一)、(四)及び(五)に該当すること。

ニ 認知症疾患型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) 指定短期入所療養介護を行う老人性認知症疾患療養病棟(以下「認知症病棟」という。)における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すことに一以上であること。ただし、そのうち、当該病棟における入院患者の数を四をもって除した数(その数が一に満たないときは一とし、その数に二に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。)から当該病棟における入院患者の数を五をもって除した数(その数が一に満たないときは一とし、その数に二に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。)を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。

(三) 認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すことに一以上であること。

六 指定短期入所療養介護の施設基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

- (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所であること

- (2) 当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の数（当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第五十一条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設をいう。以下「ロ及び第十五号において同じ。」である場合にあつては、当該介護老人保健施設の看護職員又は介護職員の数及び当該介護老人保健施設設のユニット部分（介護老人保健施設基準第五十二条に規定するユニット部分をいう。以下「ロ及び第十五号において同じ。」）以外の部分に係る看護職員又は介護職員の数）が、常勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計数が三又はその端数を増すことに一以上であること。
- (3) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第十七号）第四号イ(2)に規定する基準に該当しないこと。
- ロ ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (1) イ(1)に該当すること。
- (2) 当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の数（当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあつては、当該介護老人保健施設の看護職員又は介護職員の数及び当該介護老人保健施設のユニット部分に係る看護職員又は介護職員の数）が、常勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計数が六又はその端数を増すことに一以上であること。

- (1) イ(1)に該当すること。
- (2) 当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の数（当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあつては、当該介護老人保健施設の看護職員又は介護職員の数及び当該介護老人保健施設のユニット部分に係る看護職員又は介護職員の数）が、常勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用者の数

- (四) (二)により算出した看護職員の最少必要数の二割以上は看護師であること。
- (五) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第四号ロ(2)に規定する基準に該当しないこと。

- (2) 認知症患者型短期入所療養介護費(II)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

- (一) (1) (一)、(二)、(四)及び(五)に該当すること。
- (二) 認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すことに一以上であること。

- (3) 認知症患者型短期入所療養介護費(III)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

- (一) (1) (一)、(二)、(四)及び(五)に該当すること。
- (二) 認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該痴呆病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことに一以上であること。